

合	計								

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象 (約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 3 非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の部門別 (銀行、その他金融機関、一般政府、その他) に、それぞれ別葉で作成すること。
- 4 投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。
- 5 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。) とし、下段には、額面金額を記入すること (ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。)
- 6 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
- 7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

(2) その他金融機関が発行した証券 (年末現在)

(単位：億円)

報告者の名称： _____

投資家の 所在地又は地域	株式	投資信託に 係る株式及 び受益証券	中長期債券	新株予約権 等	短期証券	コマーシャル・ペーパー		その他	
						短期	中長期	短期	中長期
合	計								

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象 (約定済みペー
 ーンスの把握が困難な場合は、受渡し済みペーンスで記入して差し支えない。)
 2 非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の部門別 (銀行、その他金融機関、一
 般政府、その他) に、それぞれ別葉で作成すること。
 3 投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。
 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し
 支えない。) とし、下段には、額面金額を記入すること (ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及
 び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。)
 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告
 すること。
 (日本産業規格 A 4)

報告者の名称： _____

(3) 一般政府が発行した証券 (_____ 年未現在) (単位：億円)

投資家の国又は地域	株式	投資信託に係る株式及び受益証券	中期債券	新株予約権等	短期証券	その他				
						コンヴェンショナル・ペーパー	短期	中期	短期	中期
合計										

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象 (約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)

2 非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の部門別 (銀行、その他金融機関、一般政府、その他) に、それぞれ別業で作成すること。

3 投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。

4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。) とし、下段には、額面金額を記入すること (ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。)

5 「中期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。

6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

報告者の名称： _____

(4) その他が発行した証券（ 年未現在） (単位：億円)

投資家 又は地域	株式	投資信託に 係る株式及 び受益証券	中長期債券	新株予約権 等	短期証券	その他				
						コマーシャル・ペーパー		短期	中期	長期
						短期	中期			
合	計									

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象（約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。

2 非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の部門別（銀行、その他金融機関、一般政府、その他）に、それぞれ別業で作成すること。

3 投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。

4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。

5 「中长期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。

6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本産業規格 A 4)